

第3回生活保護行政のあり方検討会

次 第

日時：平成29年3月14日（火）

午後1時から4時

場所：県西地域県政総合センター

2階 2D会議室

1 出席者紹介

2 意見交換

【主な内容】 特定した問題点の議論、改善方策の検討

※資料

【資料1】 問題点の整理（第1回・第2回会合の論点整理）

【資料2】 本市生活保護行政の状況

（被保護者世帯関係、不正受給関係、研修関係、組織関係）

【資料3】 自立支援の取組状況（第2回検討会資料5への追加）

【資料4】 改善方策の提案

4-1 市職員提案資料

4-2 有識者（猪飼氏）ご提案資料

4-3 有識者（櫛部氏）ご提案資料

4-4 有識者（森川氏）ご提案資料

4-5 有識者（和久井氏）ご提案資料

問題点の整理（第1回会合・第2回会合の論点整理）

【これまでの議論における主な項目】

- 検討会について
- 問題の捉え方
- 生活保護の現場
 - ジャンパーの検証
 - 平成19年の傷害事件関連
 - 今回の件のインパクト
 - CWの職務
 - 人権意識、スキル、利用者との関係、二面性、保護決定期間、扶養調査等
 - 業務体制
 - 人員配置、在籍期間、新人の配属、専門職、女性の比率、事務所等CWの置かれている状況や処遇の改善、異議申し立てできる環境等
 - 組織文化
 - 不正受給
 - 不正受給に対する組織的な焦点、課税調査、不正受給認定、利用者との関係等
 - 自立支援
 - 就労への偏り、自立支援プログラムの実効性、地域の方との連携等
 - 保護のしおり
 - 自立助長、資産、扶養義務、自家用車、生活保護受ける人の義務、収入申告、分かりにくさ、行政用語、説明等
 - CWの研修と育成
- 市役所全庁
 - 市役所のなかでの立場
 - 他部署からの孤立、現場の苦しみを全庁的に分ち合う等
 - 同様な問題への対応
- 小田原市民全体
 - 市民や利用者の声の把握
 - 市民の分断への対処
 - 社会的課題への対処
 - 財政的な論点

【改善方策検討にあたっての論点（第2回会合からの抽出）】

- 次の2つの問いは、車の両輪であるという意識をきちんと持つ。
- 受給者の権利という観点から、ケースワーカーがどのような対処をしていくのか。組織としてどのように接していくのか。
 - もう少し敷居の低い相談の仕方、そういう場面の設定を考える必要があるのではないか。
 - アンケート結果にも「専門性が不足しているため研修が必要だ」という回答がある。そこについてどうしたらいいのかという議論をすべき。
 - 私が知る限り、小田原の保護のしおりが一番厳しくかつ分かりにくい。市民の方にとっては厳しい行政スタイルになっているのではないか。「もう大丈夫ですよ、市役所のケースワーカーがあなたを応援しますよ」というメッセージはどこからも伝わってこない。
 - 市民がいかに制度にアクセスできるかという観点で考えてほしい。
 - 保護行政が市民の中で開示しながら一緒に育てていくことになっていない。地域の方と手を携えて通う場所や育つ場所をつくっていかないと、自立支援プログラムは実効性のないものになる。
 - 外部の人からもっとケースワーカーが励まされるような仕組みをつくっていくべき。
 - 相手のニーズを把握していくことに力を注ぎ、ちゃんと申告がされるようになれば不正受給もなくなり、業務も軽減され、本来のケースワークに力を注いでいけるのではないか。
- ケースワーカーの置かれている状況を、組織的な問題を含めてどのように改善していくのか。
 - ケースワーカーはどうすれば異議申し立てができるのか、あるいは、自分の苦しみを訴えることができるのか。
 - ケースワーカーが本来取り組むべき仕事に専念できる状況をつくるのが、仲間の優しさではないか。
 - 一方で「受給者を疑え」、他方で「もっと寄り添え」と言われる分裂の狭間で、ケースワーカーは苦しんでいる。
 - ケースワーカーが本来やるべき仕事は何なのかを考え、組織として何ができるかを考える必要がある。一見関係のない部局も含め、どういう連携作業が可能なのかを考えてほしい。
 - みんなが異動したいと思える職場、女性もちゃんとそこで働けるし、働きたいと思える職場に、組織的に変えていかないといけない。

本市生活保護行政の状況

- 神奈川県内16市(政令市除く)福祉事務所被保護世帯状況
- 神奈川県内16市(政令市除く) 母子世帯状況

- 福祉事務所が法第78条を適用した理由(平成27年度)

- 所内研修会内容(平成27・28年度)

- 小田原市行政機構図【福祉健康部関係】(平成11～29年度)

神奈川県内16市(政令市除く)福祉事務所被保護世帯状況

(各年度11月現在)

	総数			高齢者世帯			母子世帯			障害者世帯			傷病者世帯			その他世帯		
	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28	H26	H27	H28
横須賀市	3,996	3,995	4,008	2,072	2,130	2,173	259	252	237	589	591	607	644	630	662	432	392	329
				51.9%	53.3%	54.2%	6.5%	6.3%	5.9%	14.7%	14.8%	15.1%	16.1%	15.8%	16.5%	10.8%	9.8%	8.2%
平塚市	2,486	2,509	2,532	1,220	1,272	1,380	158	161	148	275	267	279	380	371	309	453	438	416
				49.1%	50.7%	54.5%	6.4%	6.4%	5.8%	11.1%	10.6%	11.0%	15.3%	14.8%	12.2%	18.2%	17.5%	16.4%
鎌倉市	696	726	779	428	442	479	21	20	19	95	100	94	71	81	86	81	83	101
				61.5%	60.9%	61.5%	3.0%	2.8%	2.4%	13.6%	13.8%	12.1%	10.2%	11.2%	11.0%	11.6%	11.4%	13.0%
藤沢市	3,991	4,113	4,144	1,707	1,836	1,918	333	342	320	462	464	469	753	751	738	736	720	699
				42.8%	44.6%	46.3%	8.3%	8.3%	7.7%	11.6%	11.3%	11.3%	18.9%	18.3%	17.8%	18.4%	17.5%	16.9%
小田原市	2,223	2,321	2,365	1,197	1,287	1,351	105	107	88	228	241	256	380	321	298	313	365	372
				53.8%	55.5%	57.1%	4.7%	4.6%	3.7%	10.3%	10.4%	10.8%	17.1%	13.8%	12.6%	14.1%	15.7%	15.7%
茅ヶ崎市	1,617	1,727	1,754	783	834	885	124	132	128	194	215	229	233	243	272	283	303	240
				48.4%	48.3%	50.5%	7.7%	7.6%	7.3%	12.0%	12.4%	13.1%	14.4%	14.1%	15.5%	17.5%	17.5%	13.7%
逗子市	302	303	294	170	179	181	18	20	18	36	35	33	33	31	25	45	38	37
				56.3%	59.1%	61.6%	6.0%	6.6%	6.1%	11.9%	11.6%	11.2%	10.9%	10.2%	8.5%	14.9%	12.5%	12.6%
三浦市	490	503	504	259	270	285	25	18	16	56	60	62	87	84	69	63	71	72
				52.9%	53.7%	56.5%	5.1%	3.6%	3.2%	11.4%	11.9%	12.3%	17.8%	16.7%	13.7%	12.9%	14.1%	14.3%
秦野市	1,362	1,391	1,433	627	659	730	57	58	59	179	181	195	210	225	207	289	268	242
				46.0%	47.4%	50.9%	4.2%	4.2%	4.1%	13.1%	13.0%	13.6%	15.4%	16.2%	14.4%	21.2%	19.3%	16.9%
厚木市	1,999	2,080	2,202	831	927	996	168	169	159	278	278	284	289	275	284	433	431	479
				41.6%	44.6%	45.2%	8.4%	8.1%	7.2%	13.9%	13.4%	12.9%	14.5%	13.2%	12.9%	21.7%	20.7%	21.8%
大和市	2,846	2,852	2,832	1,272	1,367	1,436	233	217	201	310	317	299	542	509	499	489	442	397
				44.7%	47.9%	50.7%	8.2%	7.6%	7.1%	10.9%	11.1%	10.6%	19.0%	17.8%	17.6%	17.2%	15.5%	14.0%
伊勢原市	833	841	870	338	372	402	59	60	60	124	133	123	122	124	127	190	152	158
				40.6%	44.2%	46.2%	7.1%	7.1%	6.9%	14.9%	15.8%	14.1%	14.6%	14.7%	14.6%	22.8%	18.1%	18.2%
海老名市	936	943	976	404	430	459	86	75	71	103	104	105	194	203	211	149	131	130
				43.2%	45.6%	47.0%	9.2%	8.0%	7.3%	11.0%	11.0%	10.8%	20.7%	21.5%	21.6%	15.9%	13.9%	13.3%
座間市	1,721	1,781	1,730	712	792	817	147	139	137	188	176	175	340	348	346	334	326	255
				41.4%	44.5%	47.2%	8.5%	7.8%	7.9%	10.9%	9.9%	10.1%	19.8%	19.5%	20.0%	19.4%	18.3%	14.7%
南足柄市	272	277	293	153	168	183	11	13	11	34	35	34	44	39	41	30	22	24
				56.3%	60.6%	62.5%	4.0%	4.7%	3.8%	12.5%	12.6%	11.6%	16.2%	14.1%	14.0%	11.0%	7.9%	8.2%
綾瀬市	763	746	726	299	320	339	96	69	65	64	70	75	143	155	138	161	132	109
				39.2%	42.9%	46.7%	12.6%	9.2%	9.0%	8.4%	9.4%	10.3%	18.7%	20.8%	19.0%	21.1%	17.7%	15.0%

上段:総数(停止中を含まない現に保護を受けた世帯)

下段:総数に対する構成比

母子世帯:死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む)のみで構成されている世帯

神奈川県内16市(政令市除く) 母子世帯状況

	一般世帯総数(A)	女親と子供から 成る世帯(B)	(B)／(A)
横須賀市	164,059	14,525	8.9%
平塚市	104,261	8,214	7.9%
鎌倉市	72,361	5,302	7.3%
藤沢市	171,818	12,057	7.0%
小田原市	77,532	6,143	7.9%
茅ヶ崎市	93,356	6,732	7.2%
逗子市	23,830	1,948	8.2%
三浦市	17,835	1,612	9.0%
秦野市	69,247	4,543	6.6%
厚木市	92,282	6,154	6.7%
大和市	97,187	6,793	7.0%
伊勢原市	41,122	2,670	6.5%
海老名市	50,365	3,194	6.3%
座間市	53,945	3,845	7.1%
南足柄市	15,834	1,116	7.0%
綾瀬市	31,477	2,238	7.1%

(平成22年度国勢調査)

福祉事務所が法第78条を適用した理由(平成27年度)

受給者の弁明		福祉事務所で法第78条を適用した理由(重複該当有)						
内容	決定 件数	意図的に未申告 であったと認めた ため	意図的に過少申 告したと認めたと め	しおりの配布、 開始時説明実施 済	収入申告義務(法 第61条)について 説明、承諾書に署 名済	収入申告について 口頭又は文書で 指導済	他の収入について は申告している	受給後すぐに消費 している
収入申告義務を理解していたが申告しなかった、過少に申告をした	56	53	3	56	56	15	7	12
収入申告義務を理解していたが申告を忘れていた	13			13	13	1	7	4
収入申告義務を理解していなかった、知らなかった	11			11	11	2	6	1
収入申告はしたつもりでいた	4			4	4	1	1	
収入はあったが金額がわからなかった ので申告しなかった	1			1	1			1

上記の理由をもとにケース診断会議で協議検討し、以下に該当するため、法第78条に基づく費用徴収を決定した。

(ア)届出又は申告について口頭又は指導に文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

(イ)届出又は申告に当たり明らかに作為を加えとき

(ウ)届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらず、これに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき

(エ)保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であると判明したとき

所内研修会内容

平成27年度

日時	内容	講師、担当	参加人数	内訳
H27.6.10	保護の実施状況及びCW業務の流れ、最低生活費基準について、記録の記載について	7年目CW 3年目CW	11	①5名 ②4名、課長、副課長
H27.6.30	新規調査の進め方	5年目CW 4年目CW	8	①5名 ②3名
H27.7.16	加算について、障害年金について	4年目CW	8	①5名 ②3名
H27.7.30	費用徴収、返還、滞納整理	5年目CW 3年目CW	10	①5名 ②4名 ③1名
H27.8.18	事例検討会	4年目CW 3年目CW	8	①5名 ②3名
H27.9.7	他法他施策(医療・介護関係)	6年目CW 6年目CW	6	①5名 ②1名
H27.10.14	予算・議会関係	副課長 3年目CW	6	①5名 ⑦1名
H28.2.4	事例検討会	7年目CW 4年目CW	8	①5名 ②3名
H28.2.16	雇用保険関係	非常勤職員 3年目CW	7	①5名 ②2名
H28.2.29	新規調査の進め方	3年目CW 3年目CW	2	①2名

平成28年度

日時	内容	講師、担当	参加人数	内訳
H28.4.21	CW業務の流れ	4年目CW	7	①7名
H28.5.30	加算について	4年目CW 2年目CW	7	①7名
H28.6.27	生活困窮者事業について	自立支援係員 5年目CW	7	①7名
H28.7.6	新規調査の進め方	4年目CW 4年目CW	7	①7名
H28.7.12	年金について	6年目CW 2年目CW	7	①7名
H28.7.29	医療扶助について	5年目CW 2年目CW	7	①7名
H28.8.16	非常勤職員向け、保護制度研修	4年目CW	4	非常勤4名
H28.8.30	介護扶助について	7年目CW 2年目CW	7	①7名
H28.12.26	新規調査について	5年目CW 2年目CW	7	①7名
H29.1.27	事例検討会	4年目CW 2年目CW	7	①7名
H29.2.22	雇用保険関係	非常勤職員 4年目CW	8	①8名

※○数字はケースワーカー経験年数

小田原市行政機構図【福祉健康部関係】平成11年度(1999)～平成29年度(2017)

<p>H29</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—総務係 生活支援課—自立支援係 高齢介護課—高齢者福祉係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>地域福祉係 保護係</p> <p>地域包括支援係 障がい給付係 保険料係 成人保健係 手当・医療係 保育施設係 青少年相談係</p> <p>介護予防推進係 障がい者支援係 高齢者医療係 母子保健係 こども相談係 [保育所]</p> <p>介護給付係 介護認定係 国民年金係 つくしんぼ教室係</p>
<p>H27～28</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—総務係 生活支援課—自立支援係 高齢介護課—高齢者福祉係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>地域福祉係 保護係</p> <p>地域包括ケア推進係 障がい給付係 保険料係 成人保健係 手当・医療係 子育て支援新制度推進係 青少年相談係</p> <p>介護給付係 障がい者支援係 高齢者医療係 母子保健係 こども相談係 [保育所]</p> <p>介護認定係 障がい児通園係 国民年金係</p>
<p>H26</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—総務係 高齢福祉課—高齢者政策係 介護保険課—介護給付係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 福祉監査指導課—福祉監査指導係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>ケアタウン推進係 介護予防係 介護認定係 障がい給付係 保険料係 成人保健係</p> <p>保護係 高齢者相談係</p> <p>障がい者支援係 高齢者医療係 母子保健係</p> <p>障がい児通園係 国民年金係</p> <p>手当・医療係 子育て支援新制度準備係 青少年相談係</p> <p>こども相談係 [保育所]</p>
<p>H25</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—福祉政策係 高齢福祉課—高齢者政策係 介護保険課—介護給付係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 福祉監査指導課—福祉監査指導係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>保護係</p> <p>介護予防係 介護認定係 厚生係 保険料係 成人保健係</p> <p>高齢者相談係</p> <p>高齢者医療係 母子保健係</p> <p>国民年金係</p> <p>手当・医療係 こども相談係</p> <p>[保育所] 青少年相談係</p>

小田原市行政機構図【福祉健康部関係】平成11年度(1999)～平成29年度(2017)

<p>H24</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—福祉政策係 高齢福祉課—高齢者政策係 介護保険課—介護給付係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>保 護 係</p> <p>介護予防係 介護認定係 厚生係 保険料係 成人保健係 手当・医療係 [保育所] 青少年相談係</p>	<p>高齢者相談係 高齢者医療係 国民年金係 母子保健係 こども相談係</p>
<p>H23</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—福祉政策係 高齢介護課—高齢社会係 障がい福祉課—障がい福祉係 保険課—国民健康保険係 健康づくり課—保健医療係 <p>子ども青少年部</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て政策課—子育て政策係 保育課—保育係 青少年課—育成係 	<p>保 護 係</p> <p>高齢者相談係 厚生係 保険料係 成人保健係 手当・医療係 [保育所] 青少年相談係</p>	<p>介護保険係 高齢者医療係 国民年金係 母子保健係 こども相談係</p>
<p>H17～22</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉政策課—福祉政策担当 高齢介護課—高齢社会担当 子育て支援課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険課—医療給付担当 健康づくり課—健康推進担当 	<p>保 護 担 当</p> <p>高齢者相談担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険担当 [保育所] 保険料担当</p>
<p>H16</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢介護課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険課—医療給付担当 健康づくり課—健康推進担当 	<p>保 護 担 当</p> <p>介護保険相談担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険給付担当 [保育所] 保険料担当</p>
<p>H15</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢介護課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険課—医療給付担当 健康づくり課—健康推進担当 	<p>保 護 担 当</p> <p>介護保険管理担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険給付担当 [保育所] 保険料担当</p>

小田原市行政機構図【福祉健康部関係】平成11年度(1999)～平成29年度(2017)

<p>H14</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢介護課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険課—医療給付担当 健康づくり課—健康推進担当 	<p>保護担当 介護保険管理担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険給付担当 [保育所] 梅香園 保険料担当</p>
<p>H13</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢介護課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険課—医療給付担当 健康づくり課—健康推進担当 	<p>保護担当 介護保険管理担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険給付担当 [保育所] 梅香園 保険料担当 あしがり荘</p>
<p>H12</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢介護課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 市民健康課—健康担当 	<p>保護担当 介護保険管理担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>国民年金担当 介護保険給付担当 [保育所] 梅香園 保険料担当 あしがり荘</p>
<p>H11</p>	<p>福祉健康部 [福祉事務所]</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉総務課—総務担当 高齢福祉課—高齢社会担当 児童福祉課—子育て支援担当 障害福祉課—厚生担当 保険年金課—医療給付担当 市民健康課—健康担当 	<p>保護担当 老人福祉担当 保育担当 通園事業担当 国民健康保険担当 指導担当</p>	<p>介護保険担当 あしがり荘 [保育所] 梅香園 国民年金担当</p>

自立支援の取組状況（第2回検討会資料5への追加）

1 生活保護

（1）就労支援プログラム

被保護世帯の増加により、ケースワーカーの担当ケース数も増加し、処理すべき事柄も多種・多様にわたっている中で、世帯の自立支援のためには、これまで以上にきめ細かな就労指導が必要となる。そこで、ケースワーカーによる被保護者の就労指導を補助する立場として、求職・就職に当たって様々なアドバイス等を行う就労支援員を設置し、被保護者の自立を促進する。

○対象者：被保護者のうち、稼働年齢層（16歳～64歳）で就労可能と判断された者

○事業実績

	対象者	就労者数	想定削減額
平成18年度	80人	35人	4,682,000円
平成19年度	64人	14人	3,000,000円
平成20年度	28人	12人	4,000,000円
平成21年度	81人	30人	10,000,000円
平成22年度	113人	27人	9,000,000円
平成23年度	207人	96人	30,000,000円
平成24年度	323人	141人	57,900,000円
平成25年度	234人	110人	40,864,000円
平成26年度	229人	93人	24,233,000円
平成27年度	288人	119人	25,161,000円

（2）障害年金プログラム

生活保護は他法他施策優先の原則があるため、身体障害、精神障害、知的障害にある者が、障害年金制度の活用がなされないまま長期にわたり申請支援が看過される状況を改善する必要がある。被保護者自身が活用できずにいた障害年金制度を活用できるようケースワーカーが支援し、他法他施策活用の推進を図る。他法他施策活用の観点から、障害年金受給可能にも関わらず裁定請求を行うための支援をしてもらえないキーパーソンがいない被保護者については、基本的に本プログラムを適用することとなる。

対象となった被保護者に対してはケースワーカーから制度等の説明を行い、必要な手続きを支援する。

- 対象者：①身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳を取得しており、障害年金を受給していない保護申請者及び保護受給者
- ②傷病により就労不可と判断される保護申請者及び保護受給者
- ③知的障害が疑われるものの、療育手帳等明確な根拠のない保護申請者及び保護受給者

○事業実績

	対象者	受給決定者	削減額
平成 22 年度	39 人	4 人	データなし
平成 23 年度	47 人	4 人	9,161,102 円
平成 24 年度	101 人	13 人	6,264,820 円
平成 25 年度	76 人	7 人	5,391,970 円
平成 26 年度	55 人	7 人	7,261,388 円
平成 27 年度	65 人	13 人	10,009,698 円
平成 28 年度	70 人	7 人	10,629,725 円

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(3) 成年後見制度活用支援プログラム

高齢者や精神上的障害（認知症・精神障害・知的障害など）によって判断能力が不十分であると疑われる方が、不動産や預貯金などの財産管理や契約を行うことは難しい場合がある。このような方の、援助・保護を目的としたプログラムである。成年後見人選定は必要書類も多く、知識がないと行えない業務であるため、その明確化を行い、より成年後見制度の活用を促し、被保護者の自立を促進する。ケースワーカーがケースワークを行う中で、被保護者の判断能力を確認し、必要に応じて本プログラムの適用を行う。

原則、被保護者に説明を実施した上でプログラムを進めていくこととなるが、認知症等により判断能力が不十分であると疑われる場合があるため、被保護者の意思確認はもちろん、親族や関係機関と連携しながら必要な手続きを進めていくこととなる。

- 対象者：高齢者や精神上的障害（認知症・精神障害・知的障害など）によって判断能力が不十分であると疑われる者のうち、介護機関等の関係機関からも同様の認識をされている者

○事業実績

	参加者数	後見人選定決定者数
平成 20～28 年度	0 人	0 人

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(4) 早期自立支援プログラム（平成 22 年 3 月 31 日廃止）

保護申請から保護開始決定・地区担当員へ引継ぐまでに実施するプログラムであり、要保護者の自立に必要と思われる課題を抽出し、査察指導員が進行管理の上、地区担当へ指示を行う。個々の課題に対する解決策を取り纏めたものであるため、プログラムというよりは業務を円滑に進めるためのシステムの的なものとなっている。

本プログラムは被保護者に向けるものではなく、ケースワーカーが業務を行う上での進行管理を目的としたものである。

○対象者：保護申請者のうち、個別の支援プログラムに該当する者

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成 19 年度	7 人	データなし
平成 20 年度	131 人	データなし
平成 21 年度	207 人	60 人

※県監査資料より抜粋。具体的な効果等については、個別で内容が異なるため、詳細もあわせ不明。

(5) 母子自立支援プログラム（平成 23 年 3 月 31 日廃止）

生活保護受給者のうち、母子世帯の母を対象とし、就労及び子の保育施設入所等を支援していくことにより、その世帯の経済的自立及び社会的自立を促進することを目的とする。本プログラムについては、母子世帯の個々の課題に対する解決策を取り纏めたものである。

はじめに対象となる世帯との面談を行い、課題の分析を行った上で、その課題の解決に向けた取り組みをプログラムに基づき進めていくこととしている。

○対象者：原則、全母子世帯を対象とするが、各ケースワーカーの裁量による判断で選定する。平成 20 年からは、新規開始の母子世帯を対象に変更

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成 19 年度	9 人	データなし
平成 20 年度	15 人	データなし
平成 21 年度	36 人	13 人
平成 22 年度	18 人	13 人

※県監査資料より抜粋。具体的な効果等については、個別で内容が異なるため、詳細もあわせ不明。

(6) ニート・ひきこもり等支援プログラム

近年増加しているニート・ひきこもり等の就労阻害要因のない者への訪問活動を充実させ、

若年の段階から専門的な支援と関係機関との連携促進を行うことにより、保護の長期化を防ぐことを目的とする。また、不登校児童等への訪問支援とスクールカウンセラー等との連携促進により、進学又は就職を支援し、中退や卒業後に不就労状態となることを未然に防ぐことを図る。

○ひきこもり・不登校傾向にある者の状況（生活保護受給者）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
ひきこもり	15人	24人	16人	15人	16人
不登校傾向にある小中高生	8人	28人	13人	22人	22人

（各年度の年度末時点）

○事務内容

- ・生活保護受給中の不登校児童等への訪問支援及び進学、就職の相談業務
- ・生活保護受給中のニート・ひきこもり状況にある者の訪問業務
- ・CLCA等の支援機関や学校関係者との連絡調整事務

○自立支援員の支援実績（平成27年度実績）

- ・ひきこもり・・・・・・・・・・16人中 16人に対し支援
- ・不登校傾向にある小中高生・・・22人中 21人に対し支援

（7）ホームレス自立支援プログラム

元ホームレスの保護受給者に対して、ヒアリングにより居宅生活で営むうえでの問題状況把握に努め、居宅設営が可能かどうか判断し、居宅設営について支援を行う。また、設営後の生活について、きめ細かく指導・助言を行っていく。

ケースワーカーが訪問等により被保護者の生活状況を把握した上で、居宅設営の希望について確認を実施する。希望した被保護者に対し、本プログラムを適用している。

○対象者：無料低額宿泊所に入所しながら生活保護を受給しており、居宅設営を希望している者

○事業実績

	対象者	個別課題達成者
平成22年度	14人	10人
平成23年度	13人	13人
平成24年度	21人	20人
平成25年度	19人	18人
平成26年度	9人	8人
平成27年度	13人	12人
平成28年度	6人	5人

※平成28年度については、12月31日時点の数値

(8) 生活保護受給者等就労支援事業活用プログラム

福祉事務所とハローワークが連携してチームを組み、被保護者に対する就労支援プランの策定を行う。各種の就労支援メニューを実施する事業。

被保護者と相談しながら本プログラムを適用するか検討しており、被保護者の同意がなければ参加することができないこととなっている。

○対象者：就労能力を有し、就労意欲が高く、就労阻害要因がなく、早期適切な就労支援を行うことにより、自立の可能性が見込まれる者

○事業実績

	対象者	就労決定者数
平成 20 年度	3 人	3 人
平成 21 年度	0 人	0 人
平成 22 年度	0 人	0 人
平成 23 年度	11 人	4 人
平成 24 年度	98 人	35 人
平成 25 年度	68 人	44 人
平成 26 年度	77 人	37 人
平成 27 年度	86 人	30 人

(9) 多重債務者等支援プログラム

最低限度の生活を保障する目的で支給される生活保護費が、債務返済等によりその目的外に利用されることがある。多重債務等に陥り、返済請求を受けている被保護者の生活基盤の確保、また、債務返済を目的としての不正就労等の防止を目的としている。被保護者に対し、新規調査等の聞き取りで債務状況点検票を作成。負債額や対象者の意向を踏まえ、プログラムの適用を検討する。

はじめに対象となる世帯との面談を行い、債務の内容について確認を実施。債務整理を希望した被保護者に対し、本プログラムを適用する。

○対象者：相当額の債務（消費者金融等からの負債総額が概ね 30 万円以上）があり、自己破産や任意整理を希望した被保護者。

○事業実績

	対象者	援助方針決定者数
平成 23 年度	11 人	9 人
平成 24 年度	7 人	7 人
平成 25 年度	14 人	14 人
平成 26 年度	27 人	27 人
平成 27 年度	35 人	35 人
平成 28 年度	14 人	14 人

※平成 28 年度については、12 月 31 日時点の数値

(10) 退院促進個別援助

生活保護費において医療扶助費は約半額を占めており、その医療扶助費の大部分を占める入院医療費を削減し、また、厚生労働省も提唱している「社会的入院の解消」を推進するため、長期入院患者の退院促進を図る。

- 対象者：帰来先のない180日以上（長期）入院患者で、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能な者又は、その他福祉事務所長が認めた者

○事業実績

	対象者	退院数	想定削減額
平成21年度	11人	3人	13,200,000円
平成22年度	39人	15人	39,600,000円
平成23年度	28人	15人	46,540,000円
平成24年度	24人	16人	41,000,000円
平成25年度	28人	16人	46,910,000円
平成26年度	28人	12人	26,990,000円
平成27年度	26人	14人	37,975,000円

【退院先】居宅設定1人、介護老人保健施設2人、高齢者専用住宅8人、救護施設1人、更生施設1人

(11) 中学・高校卒業予定者の自立支援プログラム

中学及び高校卒業予定者に対し、進路及び就職について意識づけをすることで、将来の自立に向け指導、助言を行う。対象の学年の生徒がいる世帯に対し、ケースワーカーまたは自立支援員が訪問を行い、面談を行っている。

原則、対象世帯に対し訪問、面談を実施することとしているが、被保護者が希望しない場合は実施しない。

- 対象者：中学3年生及び高校3年生（定時制にあつては4年生）

○事業実績

	中学生				高校生			
	対象者	就学	就労	非就学・非就労	対象者	就学	就労	非就学・非就労
平成23年度	29人	29人	0人	0人				
平成24年度	27人	25人	0人	2人				
平成25年度	17人	16人	0人	1人	13人	7人	5人	1人
平成26年度	22人	21人	1人	0人	25人	15人	7人	3人
平成27年度	15人	13人	0人	2人	16人	7人	6人	3人

2 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法（平成27年4月1日施行・以下「法」という。）に基づき、生活保護受給に至る前の段階における自立支援の強化を図るため、生活困窮者自立相談支援事業、住居確保給付金の支給その他生活困窮者に対する自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図る

(1) 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、就労支援等の自立に向けたプランを作成する。

○事業実績

【平成27年度】

- ・相談件数・・・218件（月平均 18件）
- ・プラン作成数・・・27件（月平均 2.2件）

（相談内訳）

支援等の内容	件数	備考
住居確保給付金の支給	9件	
就労支援	12件	
その他支援	5件	家計・見守り・転出等に係る支援
他機関へ繋ぐ	35件	生保・フードバンク等へのつなぎ支援
相談のみ	157件	中断4件含む
合計	218件	

【平成28年度 平成28年12月現在】

- ・相談件数・・・212件（月平均 23.5件）
- ・プラン作成数・・・15件（月平均 1.6件）

（相談内訳）

支援等の内容	件数	備考
住居確保給付金の支給	9件	
就労支援	6件	
その他支援	0件	
他機関へ繋ぐ	60件	生保・フードバンク等へのつなぎ支援
相談のみ	137件	中断1件含む
合計	212件	

(2) 住居確保給付金支給事業

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動ができるよう、有期で家賃相当額を支給する。

○支給実績（平成26年度までは住宅支援給付のみ）

	相談件数	申請件数	受給世帯数	延べ支給月数	支給総額
平成21年度	59	28	22世帯	40月	1,917,200円
平成22年度	122	83	109世帯	495月	23,333,162円
平成23年度	105	49	87世帯	385月	17,944,900円
平成24年度	128	41	54世帯	187月	8,746,400円
平成25年度	182	19	37世帯	113月	5,317,800円
平成26年度	140	24	23世帯	47月	2,388,850円
平成27年度	218	9	19世帯	72月	3,043,600円
平成28年度	268	9	12世帯	35月	1,369,800円

※平成28年度については、12月31日時点の数値

(3) 学習支援事業

生活困窮世帯の（主に生活保護受給世帯）の中学生等を対象（以下「支援対象者」という）に、学習の場の提供、本来家庭でやるべき学習の支援等を実施し、支援対象者の学力向上を図り、希望する高等学校への進学を促進させることで、安定した高等学校生活や卒業後の就職等の実現に結びつけるとともに、学習支援等を通じて社会性や協調性等を育むことにより、支援対象者の将来的な自立を図る一助とすることを目的とする。また、平成28年度より高校進学者への中退防止の支援を開始した。

○事業実績

【平成27年度】

- ・参加者の状況
- ・平成27年度の対象者 48人（中1：16人 中2：19人 中3：12人）
- …H27.4.1現在
- ・登録者数 25人

	中1	中2	中3	合計
生活保護	4人	7人	8人	19人
生活保護以外	3人	1人	2人	6人
合計	7人	8人	10人	25人

- ・参加状況（毎週土曜日：14時～17時 16時以降は調理実習等）

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
参加	3	5	19	21	13	11	23	16	24	24	24	183

※月平均：16人

【平成28年度 平成28年12月現在】

- ・参加者の状況
- ・平成28年度の対象者 65人（中1:16人 中2:19人 中3:12人 高校:10人）
…H28.4.1現在
- ・登録者数 43人

	中1	中2	中3	高校	合計
生活保護	10人	6人	13人	8人	37人
生活保護以外	0人	3人	1人	2人	6人
合計	10人	9人	14人	10人	43人

- ・参加状況（毎週土曜日：14時～17時 16時以降は調理実習等）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
参加	31	22	31	50	33	40	36	44	47	334

※月平均：37人

3 自立支援プログラムに関する補助金等

○ 就労支援プログラム

生活困窮者自立相談支援事業費負担金（被保護者就労支援事業） 負担率 3/4

【平成28年度予算（歳入）】就労支援事務費：3,114千円

○ ニートひきこもり等支援プログラム

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補助率 2/3

【平成28年度予算（歳入）】自立支援員報酬：666千円

○ 退院促進個別援助事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（医療扶助適正化事業） 補助率 3/4

【平成28年度予算（歳入）】退院促進員報酬：1,499千円

生活保護行政の改善方策（骨子案）について

本市の生活保護担当職員が不適切な表現が記されたジャンパーを着用し業務に従事していたという事案は、市職員として配慮を欠いた行為であることは明らかであるが、平成19年に生活保護担当職員が切りつけられたという事件への対応も含め、行政組織として生活保護行政に対する関心の低さに対する反省が必要であると考えている。

これらを受けて、生活保護行政のあり方については、現場に携わる職員だけの問題とせず、行政組織全体として、生活保護受給者をはじめ、市民一人ひとりに寄り添う職務を遂行し、本市を良くしていくという視点の再点検が求められている。

以上を踏まえ、職員の“意識改革”と、“生活保護行政の適正運用”の2つの課題を掲げ、次の改善方策を取りまとめた。

生活保護行政のあり方検討会 構成職員

I 意識改革に向けて

1 職員意識の向上

(1) 研修制度の充実

生活困窮者をはじめ、市民に対する行政の対応・姿勢そのものを改善するため、職員としてのあり方研修や人権啓発研修を、機会を捉え、継続的に実施する。

(2) 生活保護利用者からの意見聴取

一方的な生活保護行政にならないよう、生活保護利用者の声を聴くアンケート、ご意見箱等意見を聴くシステムをつくる。

(3) 他機関、他自治体との交流

他機関や他自治体と交流することにより、本市の生活保護行政を改めて見直す機会をつくる。

2 実務改革

(1) 市民への情報提供の見直し

生活保護制度を利用しやすいよう、市民にわかりやすいしおりやホームページを作成するなど、情報提供の方法を見直す。

(2) 窓口対応の見直し

受給者・相談者に対し適切な窓口業務ができるよう研修を実施する一方、職員の適切な対応が図られているかなど、生活保護利用者の声を聴くアンケート、ご意見箱等意見を聴くシステムをつくる。(再掲)

(3) 執務レイアウト、相談しやすい窓口

相談しやすい窓口を作るため、執務室のレイアウトや環境整備、面接室の増設などを行う。

II 生活保護の適正運用に向けて

1 組織・人員体制の見直し

(1) ケースワーカーの法定数の充足

社会福祉法に規定するケースワーカーの標準数を充足するよう職員を配置する。

(2) 自立支援のあり方と組織のあり方

ケースワーカーが自立支援プログラムに深く関与できるよう、適正な職員配置を行うなど自立支援プログラムの充実化を図る。

2 人材の確保・育成の見直し

(1) 専門職の拡充

有資格者の採用や、また、それらの職員の適正配置やその職員のキャリアアップなどを考慮した人事異動を行う。

(2) 職員配置の偏在化の見直し

新採用職員の配置が多い現状を踏まえ、年齢構成をバランスよく配置するなど、人事異動の方法を考えていく。

(3) 感情労働へのフォロー

感情労働としての面もある生活保護業務について、その感情労働による疲労やエネルギー管理についての研修を実施するとともに、相談しやすい（話しやすい）職場環境をつくる。

(4) 惨事ストレスへのカウンセリング

仕事をしている上で、少なからず命の危険の可能性のある恐怖感を覚え、心理的なストレス状態に陥った人も少なくない現状を踏まえ、そのフォロー体制などを作っていく。

(5) 専門研修の拡充

外部講師による着任直後のケースワーカーの基礎理論研修、その後のフォローアップ・スキルアップ研修などを取り入れていく。

(6) 生活保護業務における健康支援業務について

保護係と関係機関との連携のみならず、ケースワーカーと保健師または看護師と一緒にケースの相談・支援・介入を行うことができるような仕組みを構築していく。

III 今後の展開

1 本市生活保護行政の市民等との共有

検討会の検討結果は、市職員や市民との共有の場を設けるとともに、生活保護行政の現状や改善状況等について市広報紙に掲載するなど市民に発信する。

2 「分かち合い社会」の創造に向けた取組

平成 29 年度の「分かち合いの社会」の創造に向けた取組（予定）に、検討会の議論を発展的に引継ぎ、社会的課題への対処を検討・実践する。

3 本市生活保護行政の改善状況の検証

検討会の検討結果は、即実施するもののほか、成果に期間を要するものも想定されることから、1年後を目処に改善状況の検証の場を設け、更なる改善につなげる。

1) 現場レベル

【分析】

これまでの検討から抽出される本市における生活保護行政の課題は主に次の3点であろう。

- ① 現在の組織目標である「自立」を就労自立と狭く解しているために、目標を現実的なものとして達成することがかなり難しいこと。
- ② 本来手段の位置づけの不正受給の摘発に情熱を傾けることで職務の手応えを確保しようとした結果、困窮者の支援から遠ざかる傾向がみられること。
- ③ 組織が団結力を発揮することは一般には望ましいことだが、生活支援課においては他部署からの孤立と表裏一体の関係にあること。

私の理解では、これら3点は互いに密接に関連しあっている。根本にあるのはおそらく「自立」概念の狭さであろう。目標が達成しにくいことが根本的な要因となることで、その不全感を団結力で凌いだり、不正受給の摘発を代替的目標に据えるという転倒が起きたりしたのではないか。とすれば、小田原市の生活保護行政の現場レベルの課題は、基本的に組織の目標管理に関する組織マネジメントに関するものであるといえる。

【変革の方向性】

検討を通じて感じたことは、本市のCWの方々の高い使命感と団結力である。障害事件に起因するジャンパー製作の一件では、それが裏目に出たことは事実としても、職責に向かう大きなエネルギーをもっていることは前向きな状況であるとも思う。したがって、そのエネルギーを次のような変革に投入されるとよいだろう。すなわち、「自立」概念を、「経済的自立」「社会生活自立」「日常生活自立」という広義の概念（「自立支援」）と理解し、当事者に応じた達成しやすいゴールとプログラム作りを進めてゆくのである。上記課題のいずれもが改善に向かうことが期待できよう。この方向の改革は実践例も豊富にあるので、それらを研修を通じて取り入れてゆかれると無理なく実施できよう。「保護のしおり」の改訂もこの過程の1つとして取り入れてはどうか。

生活支援課を経験したことのない職員の大多数が、生活支援課に異動したくないと思っているというアンケート結果は、現場職員にとっても残念なことだといえまいか。上に提示した変革の方向は、基本的に職務が面白くなる方向、職場が開放的になる方向への変革である。この方向で変革することは、生活支援課を「皆が異動したがる職場」と変えてゆくことにも繋がると思われる。学びの多い素晴らしい職場となることを期待したい。

2) 市役所レベル

【分析】

生活支援課の職員がジャンパーを着用して庁内を往来する姿について10年もの間誰も意見を言う職員がいなかったとすれば、全庁的に住民の生活を支えてゆくということについての使命感が不足していた可能性がある。この点については、全庁的な点検が必要と思われる。またアンケートからもわかるように多くの職員は、生活支援課における職務が過重であるという認識をもっていたにも拘らず、その点の改善が後手に回ってきた事実についても重く受けとめて頂く必要があると思われる。

【変革の方向性】

生活保護の変革に限定しても、現場レベルの箇所で触れた「自立」概念の拡張は、生活支援課の中だけで実施できるような性格のものではない。たとえば就労の支援を行うには、産業に関わる諸部局などと密接に連携する必要があるし、母子家庭の支援を行うには、保健・保育・教育などに関わる部局との密接な連携が求められるであろう。その意味では、生活保護の変革は、他部局に対しても住民一人一人の暮らしを支える意欲があるかどうかを問うものであるといえる。本市では、ケアタウン構想が策定され、また「分かち合いの社会」プロジェクトが立ちあがろうとしているが、実のところ、生活保護の変革の方向とは、小田原市の福祉を作り上げてゆく方向と同じであり、最終的に分かち合いの社会（ケアタウン）の中に貧困への対応も含みこんでゆくことが展望される。

3) 小田原市民全体レベル

【分析】

本市におけるCWがジャンパーを製作・着用していた件について、本市に多くの意見が寄せられたが、その結果は、全体としてみても、小田原市民による意見だけでみても、ジャンパーの背景にある生活保護行政の基本姿勢に対して批判的なものと擁護的なものが拮抗していることを示していた。つまり、そこには生活保護をめぐる深い社会的分断が存在しているのである。

このことは、現在の本市の生活保護行政が、困窮者への支援に対して抑制的でときに威圧的な態度を取ってきたことは確かとしても、これを単に「生活支援」を原則とする方法に転換させるだけでは本質的な解決にならないことを示している。というのも、少なくない市民が、そのような変革の方向を「手ぬるい」と感じる可能性が高いからである。この点は、不正受給額の多寡といった事実をめぐる議論だけでは解消しないと考えなければならない。とするならば、ジャンパー問題の解決とは、市民自身が、小田原市においてどのようなセーフティネットについて合意できるか、という民主主義的課題の解決にほかならないということになる。

生活保護を厳しく運用せよと主張する人は、自分自身が困窮者になることがありうるという想定をしていない人であるかもしれない。だが、生活というものは一般にそう都合よく送れるものではない。どんな人でも生活が困窮することはあり得るのである。そんなとき、必要な支援を得られるセーフティネットは、現在の小田原市で十分に張られているといえるだろうか。またどのようにすれば皆が満足できるセーフティネットが張れるのだろうか。最低生活水準以下の生活をしながら、生活保護だけは受けたくないと言を喰いしばって生きている市民が小田原市にもいる。そのような困窮の中にある人は、どのように生活してゆくべきなのだろうか。その中で、不正受給の問題はどのように考えればよいのだろうか。

ジャンパーの一件は、このような課題が、小田原市においても十分に議論されないまま存在していることを浮き彫りにしたといえるのではないか。

【変革の方向性】

今回の生活保護の変革について重要なことは、小田原市民と行政とが一緒になって、上の課題に取り組むことである。そのためには、市民と行政との継続的な対話、変革の過程についての情報の公開が必要である。そしてなにより、市民のこの変革への参加が欠かせない。本市のケアタウン構想は、市民の広範な参加を前提としている。上で生活保護の変革を分かち合いの社会（ケアタウン）の構築の一環に位置づけることを提案したが、それが市民と行政との密接な対話と連携の中で作られてゆくことで、上の民主主義的課題に突破口が開かれることになるのではないか。

2017年3月14日第3回検証委員会資料

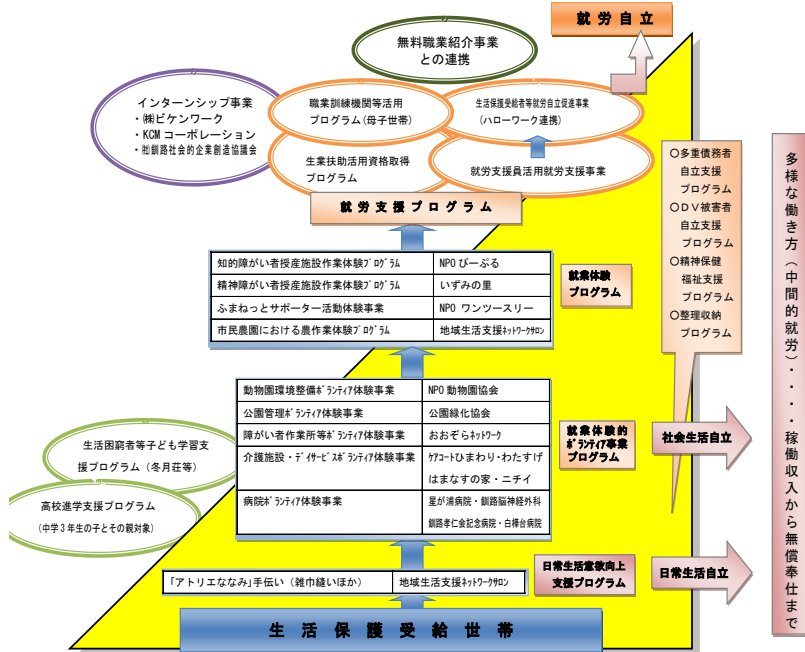
『小田原で希望を持って生きる』・・・委員・櫛部 武俊

私は欠席も含め現状・課題について全面的には把握しきれていないと思います。自分のケースワーカーとしての体験からくる推察なども混じった提案であることをお許しください。

- ① 濫給と漏給の狭間にあってCWだけで解決しようとした自己完結型の閉じられた『団結』だったと思います。
- ② 自立助長の中核は自尊心の回復だと私は思います。果たして受給当事者の、そしてCWの自尊心は大事にされたのでしょうか。大事だとしてきたのでしょうか。
- ③ 2003年からの自立論と自立支援プログラム、社会的居場所と新しい公共、生活困窮者自立支援法　そして現在進行している『わがことまるごと地域共生社会』などを国の丸写しということではなく自治事務の観点で議論や取り組みがなされてきたのでしょうか。福祉事務所主導型、市役所主導型でことにあたってきた結果、保護対策の枠で収まってきたのではないのでしょうか。
- ④ 小田原市の学習支援の取り組みには当事者参加型の雰囲気と匂いを感じました。大人においても『稼働能力のオールオアナッシング』の呪縛から離脱し当事者参加や地域の参加など庁内連携や地域の資源の助けを借りて地域に根ざしたプログラム、当事者のニーズや自尊感情に根ざした支援プログラム作る必要があると思います。
- ⑤ 全庁的な連携体制を構築する必要を感じました。税、国保、住宅、医療など福祉の集まりだけではない体制です。保護部門を孤立させないというだけではなく市民が抱えている困難が複合的であるから横串が求められると思います。
- ⑥ 当面4月から庁内と庁外（そのミックスや当事者の参加など）広く人知を集めた小田原市自身の包括的な支援体制の構築に向かうべきと思います。そのなかで福祉事務所の在り方、自立支援プログラムの在り方、生活困窮者自立支援のあり方を前進させていただきたいと願います。
- ⑦ 最後に市長、副市長にお願いしたいことがあります。市役所の仕事の中で不人気と言われる職場ほど市民生活に欠かせないものはありません。そこの職員が大事なんだというメッセージを折に触れて発信してください。月に一回とは言いませんが職場を訪れ一般職員に話しかけてください。それに勝るものはありません。

※釧路市の自立支援の取り組み参考図添付

釧路市生活保護自立支援プログラム全体概況（H28年4月現在）



自立支援プログラムの様子





地域で支えられていた人が 支える人に回る仕組みを構築

生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 漁業は、釧路市・厚岸町の基幹産業であるが、その下支えをしている漁網業界の現場(整網作業)で高齢化が進み、担い手不足により業界の存続が危惧されている。
- 整網作業は、機械化するのが困難であり、今後も手作業に頼るしかないのが現状である。
- 新たな担い手が生まれにくい大きな要因は、作業の習熟度が上がらないと、一定の収入が得られないことにある。
- そこで、本協議会の取り組む中間的就労自立の場として、整網作業に取り組み、同時に問題解決を図るのが狙いである。

漁網の仕立て作業等



釧路市都市経営戦略プラン

人材育成と雇用づくり



生活保護受給者の就労の様子 (自立支援プログラム)

地域の労働力を向上させ、釧路市を支える確かな基盤を作るため、地域経済を支える人材の育成に取り組みます。
 新たな雇用の場を創出するため、企業と求職者のマッチング、雇用の場となる中小企業の支援を行うほか、ソーシャルビジネスによる雇用づくりに取り組みます。

具体的な取組例

- 将来の担い手である子どもたちに向けた、職業や社会を体験できる場づくりや学んだことを社会で実践できる場づくり など
- 釧路における様々な事業を支えるための有資格者の養成や人材育成を図る取組
- 生活保護受給者の中期的就労自立に向けた調査研究
- 地元技術や匠（人）の認証制度など頑張る企業、挑戦する企業を応援する取組
- ソーシャルビジネスの担い手となるNPOなどが活動しやすい環境づくり

2017年3月14日

よりよい生活保護行政への転換点に

弁護士 森川 清

1 福祉事務所の転換

- ・ 援助のための専門性を高める。～どのような研修を行うか？
 - 生活保護制度についての研修
 - ケースワーク（対人援助）についての研修
 - 法的支援についての研修
 - ～社会的弱者を保護する法制度の利用へのゲートキーパーに
- ・ 職員がケースワークに注力できる体制を整える
 - 標準数の遵守
 - 職員の負担の軽減 ～自立支援プログラムの活用
- ・ 仕事のあり方を変える
 - 利用者の視点に立った保護のしおりや説明、援助が必要である
 - 事後的な不正受給の摘発から、不正受給が起こりにくい援助をめざしていく
 - 「自立」概念の変革と自立支援プログラムの活用
 - 専門機関との連携（法テラスや弁護士会との連携）
- ・ 専門的な第三者による定期的な検証やアドバイス

2 市民に理解を求める、生活困窮者の利用を促す

- ・ 生活困窮者に対し、定期的に生活保護などの制度の利用要件を説明する広報を実施する。
- ・ 市民一般に対し、定期的に生活保護などの社会福祉に理解を求める広報を実施する。このことが相談を躊躇している生活困窮者のための各種制度の利用を促すことにもつながる。

(参考) 当職が福祉事務所で実施した今年度の研修会

- 4月 債務整理と法テラスの活用
- 5月 不動産賃貸借トラブルの法的解決
- 6月 離婚、DV案件への対応
- 7月 戸籍・住民票関連の事件処理
- 8月 個人情報保護とケース記録のあり方
- 9月 交通事故損害賠償請求
- 10月 裁判例から見た生活保護実務
- 11月 法テラス案件の弁護士の受任から事件解決までの流れ
- 12月 法63条及び法78条の解釈と運用
- 1月 成年後見制度の活用
- 2月 行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の理解
- 3月 基本から学ぶ遺産相続

改善方策の検討（提案）

元生活保護利用者
和久井みちる

問題点（1）	ジャンパー作成に至る経過と行動について
課題	職員内での団結維持にのみ専心し、当事者とのかかわり方については意識が向かず、支援としての課題意識が希薄である。
改善策	「行動には理由がある」ことを学び、対人支援であることの認識を再確認するため、当事者の声を聴く機会を設ける。 本来は直接対話が望ましいが、手法として今がその時期とは考えにくく、 無記名のアンケート形式など、当事者側から見える制度やCW業務のあり方について顧みる 機会をもつ。 一方の言い分だけでなく、双方の想いを理解することから信頼の再構築へのきっかけをつかんでほしい。

問題点（2）	業務上の研修のあり方
課題	県の主催の研修以外、所内CWによる研修が中心であり、他者の目をいれる機会が極めて少ない閉塞的な状況が続いている。
改善策	研修については、県職員の他、 学識経験者・法律家を含め職能団体から講師を招く機会を増やす。また対人支援のあり方などはNPOや市民団体なども交えて相互に学びあう 機会を設ける。

問題点（3）	「保護のしおり」等、市民向け文書について
課題	行政目線で用語、表現ともに市民に理解しにくい現状がある。
改善策	問題（5）で提案するような 市民PJに諮り、市民に分かりやすく、自尊心を傷つけない表記について、全庁的に再点検 を行う。

問題点（4）	生活保護課職員の孤立の問題について
課題	生活保護業務について、現場職員から全庁的に理解が薄いと認識され、CWの孤立感が深い状況にある。

改善策	<p>① 庁舎内保護課の配置において、市民・職員双方の視点から「どこにどのように」配置すべきかの検討。</p> <p>② 福祉関連部局（生活保護、障がい、高齢、ひとり親、市民相談等）合同で、定期的に業務報告や事例検討を行う。管理職の会議ではなく、新人を含め、できるだけ現場の職員同士で話し合える場とし、事例検討などは外部 SV（スーパーバイザー）を導入するなど、多面的な視点を入れながら、職員間の理解を深め、風通しをよくする。</p>
-----	---

問題点（5）	市民にやさしい小田原市への変革にむけて
課題	市民の意見をどう汲み上げ、活かしていくのか、その取り組みを市民目線で検討できるか。
改善策	<p>① 市民と行政を学識経験者らがつなぎ、市民にやさしい小田原市のあり方について、多角的な面から、ともに学び、検討、検証していける市民プロジェクトチームを設置し、行動計画について市に提言していく。</p> <p>② 毎年期間を決めて、その間の来所者に窓口の対応、説明のわかりやすさなど簡易アンケートを取り検証するなど。</p>